

がん診療連携拠点病院の新規指定について

1 新規指定申請について（申請書については参考資料参照）

次の病院から新規指定の申請があった。

医療圏名	病院名	所在地	病床数
湘南東部	医療法人徳洲会 湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台1-5-1	419床

同病院は、がん診療の特徴として、県立がんセンターと連携したがんゲノム医療の推進、肝胆膵科・消化器病センターを整備し、肝胆膵の疾患への注力、AYA 世代の医療の連携体制整備として「神奈川県がん・生殖医療ネットワーク（かなおふネット）」への参画等を進めるとともに、胃がん、肺がん、乳がんの診療体制の充実や、化学療法・放射線治療（入院・外来）の受入れ体制の充実等を図っている。

2 同一医療圏の複数指定に対する国の考え方

湘南東部医療圏内には現在、拠点病院として藤沢市民病院が指定されており、同一医療圏内における複数指定に対する国の考え方は次のとおりである。（「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」）

(1) アまたはイを概ね満たすこと。なお、同一がん医療圏に複数の地域拠点病院を指定する場合は、①の項目を全て満たすこと。

ア 以下の項目をそれぞれ満たすこと。

- ① 院内がん登録数（入院、外来は問わない自施設初回治療分）年間 500件以上
- ② 悪性腫瘍の手術件数 年間400件以上
- ③ がんに係る薬物療法のべ患者数 年間1,000人以上
- ④ 放射線治療のべ患者数 年間200人以上

オ 緩和ケアチームの新規介入患者数 年間50人以上

イ 当該がん医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度（18%以上）について診療実績があること。

(2) 都道府県からの推薦意見を踏まえて、厚生労働省「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」にて検討する。

3 県の対応について（案）

(1) 同一医療圏内における複数指定については、上記の条件を満たしている。

(2) 厚生労働省への新規指定推薦にあたっては、次の指定要件が未充足であるが、いずれも都道府県がん診療連携協議会の構成員であることを前提とするものであり、現在県指定病院でない当該病院にあっては、要件を満たしていないことには正当な理由がある。

ア 各都道府県の他の拠点病院等と協働して都道府県協議会を設置し、その運営に主体的に参画している。

イ 各がん医療圏におけるがん医療の質を向上させるため、当該がん医療圏を代表して都道府県協議会の運営にあたりるとともに、都道府県協議会の方針に沿って各がん医療圏におけるがん医療が適切に提供されるよう努めている。

ウ がんに関する相談者からのフィードバックの内容を自施設の相談支援の質の向上のために活用するとともに、都道府県協議会で報告し、他施設とも情報共有している。

エ がん相談支援センターの相談支援に携わる者は、Ⅳの2の（4：当該都道府県の拠点病院等の相談支援に携わる者に対する継続的かつ系統的な研修を行うこと。）に規定する当該都道府県にある都道府県拠点病院が実施する相談支援に携わる者を対象とした研修を受講している。

(3) 同医療圏におけるがん診療の質の向上及び拠点病院や隣接する医療圏の拠点病院とのがん診療の連携協力体制がより一層図られることが期待できる。

以上から新規指定を推薦することとしたい。

4 新規指定までのスケジュール（予定）

月 日	内 容
令和6年11月1日	がん対策推進審議会において、新規指定推薦の可否について審議し、厚生労働省に新規指定推薦書を提出
令和7年1、2月頃	厚生労働省「がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」の開催、新規指定の可否の決定
令和7年4月1日	新規指定